

伊尾木東事業宿舎3内建物解体撤去工事 特記仕様書

I 工事概要

1	工事名	安芸森林管理署 伊尾木東事業宿舎3内解体撤去工事			
2	工事場所	高知県安芸市伊尾木619-1			
3	面積	木造1階建(1戸) 43.06㎡			
4	解体規模				
その他	棟名称	伊尾木東事業宿舎3内建物			
	構造	木造 1戸			
	階数	1階			
	建築面積	43.06㎡			
	延べ床面積	43.06㎡			
	建築年	S41年			
	数量				

II 解体工事仕様

1. 共通仕様

図面及び本仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下、「解体工事共通仕様書」という。)による。ただし、「解体工事共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」によるほか、「建築工事安全施工技術指針」、建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)、建設リサイクル法、建設副産物適正処理推進要綱」による。

2. 特記仕様書の適用等

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。◎印の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。◎印と※ 印が付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の【 】内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1 章 一 般 共 通 事 項	一般事項	
	① 一般事項	◎ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 ◎ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 ◎ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ◎ 工事に伴う官公庁への届け出等の手続き(その費用を含む)及び工事用電気・水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。 ◎ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ◎ 工事による発生材は、産業廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の関係諸法令を遵守し、監督職員の承諾を得て適正に処分すること。
	2 工事実績情報の登録等	・ 適用しない 【1. 1. 4】 登録の手続きについては、(財)日本建設情報総合センターの「CORINS」への登録による。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 ・ 「建設リサイクル統合システム(CREDASシステム)」に登録し適切な管理を行う。
	工事関係図書	
	① 実施工程表	【1. 2. 1】 ◎ 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し監督職員に提出する。
	② 施工計画書	【1. 2. 2】 ◎ 工事の着手に先立ち、施工管理体制、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設副産物の処理等について施工の具体的な計画を定めた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

1 章 一 般 共 通 事 項	③ 工事の記録	【1. 2. 3】 ◎ 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。又、全般的な解体工事等の状況及び建設副産物の状況、設計図書に定められた施工の確認の状況、などの記録・写真等を整理する。監督職員の請求により、提出または提示する。 記録の方法 ◎ 工事日報 森林土木工事の工事日報記載内容に準じて作成する。 ◎ 工事写真 1) 着工前、工事中、完成時ともカラー写真とし、大きさは原則サービスサイズ以上とする。 2) 工事写真帳は、A4判以上の工事用アルバムを標準とする。 3) 撮影方法 工事写真撮影に当たっては、原則として、次の事項のうち必要な事項を記載した黒板(白板)を文字が判読できるよう撮影対象と共に写し込むものとする。 ① 工事名 ② 工事種目 ③ 撮影部位 ④ 寸法、規格 ⑤ 撮影時期 ⑥ 施工状況 ⑦ 立会者、受注者名 ⑧ その他参考となる事項 4) 撮影箇所 ① 着工前 敷地全景 解体建築物全景 棟毎 解体外構工作物、設備等毎 ② 工事中 仮設物(仮囲、仮設WC、現場事務所、工事看板等) 分別解体の経過状況(作業順) 分別解体後の最深部 埋め戻し・整地の状況 伐採、除根状況 野外埋設物撤去状況 供給設備関係の処理状況 公害対策状況 使用機械(解体機械、発生資材運搬車両等) 発生材処分先及び搬入時の写真 その他監督職員が必要と認め、指示した事項等 ③ 完成時 敷地全景(解体後の整地等の完了後の状況)
	工事現場管理	
	① 施工管理	【1. 3. 1】 ◎ 工事に先立ち、当該工事対象建築物、埋設物、周辺状況等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設副産物処理等の施工管理を行う。
	② 建設副産物対策等の責任者	【1. 3. 2】 ◎ 適用する ・ 適用しない
	3 電気保安技術者	【1. 3. 3】 ・ 適用する ・ 適用しない
	④ 施工条件	【1. 3. 5】 ◎ 作業日・作業時間は近隣施設を配慮し監督職員と協議の上決定する。
	⑤ 安全管理	【1. 3. 6】 ◎ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令等による外、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第1号。))に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」(平成7年5月25日付け建設省営監発第13号)を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 【1. 3. 7】 ◎ 建設副産物の輸送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せの上、交通安全管理を行う。 ・ 配置人員等(作業時は1名以上常勤、その他必要に応じて適宜配置 及び増員) ・ 労働安全衛生法第15条第1項に基づく指名を行う。 ◎ 工事目的物及び工事材料等について、次により保険を付す。 保険の種類 ・ 火災保険 ◎ 建設工事保険 保険期間 ◎ 工事着手から工事目的物引き渡しまで

1章 一般 共通 事項	6 発生材の処理等	・ 引き渡しを要するもの () 【1. 3. 10】 ・ 現場において再利用を図るもの ()												
	⑦ 完成図書等	◎ 完成図書 ※ 製本1部（製本形式 チューブファイル） ※ 完成図書に綴じ込むもの <table><tr><td colspan="2">※ 工事日報</td><td>※ 工事写真</td></tr><tr><td rowspan="3">・ 敷地現況図</td><td>* 敷地境界線</td><td>* 道路境界線、道路幅員、排水溝等</td></tr><tr><td>* 方位</td><td>* 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等</td></tr><tr><td colspan="2">* 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水桝位置）</td></tr></table> ※ その他監督職員の指示するもの	※ 工事日報		※ 工事写真	・ 敷地現況図	* 敷地境界線	* 道路境界線、道路幅員、排水溝等	* 方位	* 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等	* 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水桝位置）			
※ 工事日報		※ 工事写真												
・ 敷地現況図	* 敷地境界線	* 道路境界線、道路幅員、排水溝等												
	* 方位	* 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等												
	* 敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水桝位置）													
2章 仮 設 工 事	① 騒音・粉塵対策（仮囲い等）	◎ 仮囲い 【2. 2. 1】 ◎ 設ける ・ 設けない ・ 防音パネル ※ 防音シート ・ パネルゲート ・ 安全看板												
	② 散水養生	◎ ブレーカー、穿孔機、破碎機、圧砕機等による粉塵派生部に常時散水を行う。 （粉塵が隣地周辺に飛散しないよう、散水養生等を徹底する。） 【2. 2. 1(3)】												
	③ 監督職員事務所	・ 設ける（ m ² 程度） ◎ 設けない 【2. 3. 1(1)】												
	4 受注者事務所	・ 設ける（ m ² 程度） ・ 設けない 【2. 3. 1(1)】												
	⑤ 工事用看板の設置	◎ 設置する ・ 設置しない 【2. 3. 1(4)】 監督職員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 看板表示の形式 <table><tr><th colspan="2">解体工事の標示</th></tr><tr><td>工 事 名 称</td><td>伊尾木東事業宿舍3内解体撤去工事</td></tr><tr><td>構 造 ・ 規 模</td><td>木造軸組構家屋1戸 43.06 m²</td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>契約締結の翌日～令和8年2月27日</td></tr><tr><td>発 注 者</td><td>安芸森林管理署</td></tr><tr><td>工 事 施 工 者</td><td></td></tr></table> 注 1 工事用看板は、風圧等で倒壊しないように堅固に設置すること。 2 地色は、白または淡色系のものとし視認が容易な文字色・フォントで表現する。 3 表示板の大きさは横180cm×縦90cm程度を標準とする。	解体工事の標示		工 事 名 称	伊尾木東事業宿舍3内解体撤去工事	構 造 ・ 規 模	木造軸組構家屋1戸 43.06 m ²	工 事 期 間	契約締結の翌日～令和8年2月27日	発 注 者	安芸森林管理署	工 事 施 工 者	
	解体工事の標示													
工 事 名 称	伊尾木東事業宿舍3内解体撤去工事													
構 造 ・ 規 模	木造軸組構家屋1戸 43.06 m ²													
工 事 期 間	契約締結の翌日～令和8年2月27日													
発 注 者	安芸森林管理署													
工 事 施 工 者														
④ 工事用水	工事箇所既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償 ） ◎ 利用できない													
⑤ 工事用電力	工事箇所既存の施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償 ） ◎ 利用できない													
3章 解 体 施 工	① 施工調査	◎ 分別解体等の計画作成に係る調査 【3. 1. 3】 ・ 構造的安全性等に係る調査												
	② 事前措置	◎ 適用する。 【3. 2. 1】												
	③ 解体手順	◎ 解体の手順は次の(1)から(8)による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は監督職員に報告の上承諾を得てから変更する。 【3. 3. 1】 (1)建築設備 (2)内装材 (3)外装材 (4)屋根ふき材等 (5)躯体 (6)基礎・杭その他 (7)構内舗装等 (8)地下埋設物、埋設配管												
	④ 解体方法	◎ 解体方法 【3. 3. 2】 上記解体手順(1)、(2)及び(4)における解体方法は、手作業とする。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、手作業及び機械による作業によることができる。												
	⑤ 建築設備等	◎ 電気設備は、次の(1)から(7)に分別解体する。 【3. 4. 1】 (1)蛍光ランプ、HIDランプ (2)小型二次電池 (3)機器類 (4)断熱材 (5)配管類 (6)電線・ケーブル類 (7)その他電気設備 ◎ 機器設備は、次の(1)から(6)に分別解体する。 【3. 4. 1】 (1)配管及びダクト (2)機器類 (3)保温材 (4)浄化槽、ユニットバス (5)衛生陶器類 (6)その他の機械設備												

3 章 解 体 施 工	⑥ 内装材	◎ 内装材は、次の(1)から(6)に分別解体する。【3. 5. 1】 (1)木材 (2)鋼製建具・アルミニウム製建具及びステンレス製建具 (3)石膏ボード(4. 5. 1[処理に注意を要する建設廃棄物](C)による。) (4)ALCパネル (5)壁、天井等の金属下地 (6)その他の内装材等
	⑦ 外装材	◎ 外装材は、次の(1)から(8)に分別解体する。【3. 7. 1】 (1)ALCパネル (2)押出成形セメント板 (3)メタルカーテンウォール (4)PCカーテンウォール (5)ガラスカーテンウォール (6)ガラス (7)建具 (8)その他の外装材
	⑧ 屋根ふき材等	◎ 屋根ふき材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。【3. 6. 1】 (1)長尺金属板及び折板等 (2)粘土瓦及びセメント瓦等 (3)屋根ふき材等の金属下地等 (4)その他の屋根ふき材等
	9 屋根防水	・ 屋根防水材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。【3. 6. 2】 (1)防水層保護のコンクリート、れんが等 (2)断熱材等 (3)アスファルト防水材 (4)その他の防水等
	⑩ 躯体	◎ 躯体は、次の(1)から(5)に分別解体する。【3. 8. 1】 (1)コンクリート (2)鉄筋 (3)鉄骨 (4)木材 (5)その他の構造材
	⑪ 躯体の解体	【3. 8. 2】 ◎ 解体に当たっては、施工計画書の手順に従って進め、躯体の安定性を常に確認する。 施工計画書と相違する点を発見し、又は予見した場合は、工事を一時中断し、必要に応じて適切な措置を講ずる。 ◎ 解体に重機等を使用する場合は、使用する重機やコンクリート塊等の重量及び振動や衝撃に対して床、はり等に適切な補強を行い安全性を確保する。 ◎ 解体工法は、【3. 8. 2】の(c)の(1)から(4)による。ただしこれにより難しい場合は、監督職員と協議する。
	⑫ 基礎・杭 基礎等	◎ 解体する【3. 9. 1】 ・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎 基礎等は、騒音・振動に配慮し、分別解体する。 便槽コンクリートも解体撤去し適切な埋め戻しを行う。 ・ 解体しない
	杭	・ 解体する【3. 9. 2】 杭解体方法 ・ 引き抜き工法 ・ 破碎工法 ・ 解体しない
	13 構内舗装等	・ アスファルト・コンクリート及びコンクリート等は分別解体する。【3. 11. 1】 (舗装材種類:) ・ 樹木 ・ 伐採 ・ 行う(本) ・ 残す ・ 除根 ・ 行う(箇所) ・ 残す ・ 移植木 ・ 有り(移植先:) ・ 無し
	14 地下埋設物及び埋設配管	・ 有り(埋設物:) ・ 無し【3. 12. 1】
	⑮ 解体後の整地等	◎ 解体撤去後は、次により設計GLに整地すること。【3. 13. 1】 ※ 埋め戻し土 ◎ 現場発生土利用 ・ 再生砕石利用(0 mm～ 30 mm) ・ 整地表面は、再生砕石で敷きならすこと(敷厚 = 50 mm程度)。 ※ 解体後の敷地境界には、杭及びビニールテープ等による困障を設置すること。 ※ 整地後、解体済建築物位置に縄張りを行うこと。
◎ 解体施工は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定に心がけ、解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 特定石綿等(アスベスト)の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。アスベストの除却は、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省平成24年版)6章による。		

4章 建設 廃棄 物の 処 理	① 建設廃棄物の 処理計画	【4. 1. 4】 ◎ 建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、施工計画書に記載する。																								
	② 再資源化等	◎ 元請受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をおこなわなければならない。また、対象建設工事でその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請受注者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。 ◎ 特定建設資材廃棄物の再資源化及び再資源化が必要な発生材 【4. 4. 1(2)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>再資源化等をする施設名・所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ コンクリート塊</td> <td>(再資源化等を行える施設)</td> </tr> <tr> <td>※ 建設木くず</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>※ 金属類</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ◎ 建設資材の廃棄物の再資源化 【4. 4. 1(3)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>再資源化等をする施設名・所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 硬質塩化ビニール管類</td> <td>(再資源化等を行える施設)</td> </tr> <tr> <td>※ ガラス</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ 指定建設資材廃棄物(木材)としての縮減 【4. 4. 1(4)】 (理由:) ・ 再資源化された建設資材の現場での利用 【4. 4. 1(6)】 ・ 有り (種類:) ※ 無し	種 類	再資源化等をする施設名・所在地	※ コンクリート塊	(再資源化等を行える施設)	※ 建設木くず	〃	※ 金属類	〃					種 類	再資源化等をする施設名・所在地	※ 硬質塩化ビニール管類	(再資源化等を行える施設)	※ ガラス	〃	・		・		・	
	種 類	再資源化等をする施設名・所在地																								
	※ コンクリート塊	(再資源化等を行える施設)																								
	※ 建設木くず	〃																								
	※ 金属類	〃																								
種 類	再資源化等をする施設名・所在地																									
※ 硬質塩化ビニール管類	(再資源化等を行える施設)																									
※ ガラス	〃																									
・																										
・																										
・																										
3 産業廃棄物広域認定制度の適用	・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ・ 無し 【4. 4. 2】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用廃棄物の種類</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用廃棄物の種類	使用部位																							
適用廃棄物の種類	使用部位																									
④ 再資源化完了 報告書等	【4. 4. 1(5)】 ◎ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)(平成14年5月30日国営計第25号)による再資源化利用促進計画書(実施書)」を監督職員に提出する。																									
5 最終処分	・ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 【4. 4. 3】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>最終処分場</th> <th>施設名・所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	最終処分場	施設名・所在地				・			・															
種 類	最終処分場	施設名・所在地																								
・																										
・																										
6 処理に注意を要する建設廃棄物	・ 処理に注意する建設廃棄物の処理 【4. 5. 1】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分場</th> <th>施設名・所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ CCA処理木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ヒ素・カドミウム含有石膏ボード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	処分場	施設名・所在地	・ CCA処理木材			・ ヒ素・カドミウム含有石膏ボード			・															
種 類	処分場	施設名・所在地																								
・ CCA処理木材																										
・ ヒ素・カドミウム含有石膏ボード																										
・																										
5章 特別 管理 産業 廃棄 物の 処 理	1 施工調査	【5. 1. 2】 ・ 特別管理産業廃棄物等の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、形式、種類、数量等を調査する。																								
	2 特別管理産業廃棄物等の処理及び回収計画	【5. 1. 3】 ・ 特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、施工計画書に記載する。																								
	3 特別管理産業廃棄物の処分等	・ 特別管理産業廃棄物の処分 【5. 4. 1(1)～(6)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>分析調査</th> <th>保管処分</th> <th>保管場所及び処分先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ PCBを含む機器類</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> <td>・ 保管 ・ 処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCB含有シーリング材</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> <td>・ 保管 ・ 処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃油</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> <td>・ 保管 ・ 処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 廃酸・廃アルカリ</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> <td>・ 保管 ・ 処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ダイオキシン類</td> <td>・ 行う ・ 行わない</td> <td>・ 保管 ・ 処分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先	・ PCBを含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ PCB含有シーリング材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分		・ ダイオキシン類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
種 類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先																							
・ PCBを含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																								
・ PCB含有シーリング材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																								
・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																								
・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																								
・ ダイオキシン類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分																								

6章 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 及 び 処 理	① 施工調査	◎ アスベスト含有建材の有無の調査 【6. 1. 2】 ・ 行う ◎ 行わない ・ アスベスト粉塵濃度測定 【6. 1. 3】 ・ 行う ・ 行わない 測定を行う場合の時期等 <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点数</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	測定時期	測定場所	測定点数	・			・			・																
	測定時期	測定場所	測定点数																									
	・																											
	・																											
	・																											
2 石綿作業主任者・除去作業者	【6. 2. 2】【6. 2. 3】 ・ アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号。以下「石綿測」という。）に基づき石綿作業主任者を選任をする。除去に従事する除去作業者は石綿測に基づく特別の教育を受けたものとする。																											
③ 表示及び掲示	◎ アスベスト有無の事前調査の結果等の掲示 【6. 2. 6】 ※ 行う ・ 行わない																											
4 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理	・ 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 【6. 1. 1】 <table border="1"> <tr> <th>使用設備の種類</th> <th>処理方法</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用設備の種類	処理方法																									
使用設備の種類	処理方法																											
5 アスベスト含有吹付け材の除去	・ アスベスト含有吹付け材の処理等 【6. 3. 2】 <table border="1"> <tr> <th>建材の種類</th> <th>使用部位</th> <th>除去工法</th> <th>除去後の処理</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 処分場(施設名:所在地) 「 」	建材の種類	使用部位	除去工法	除去後の処理																							
建材の種類	使用部位	除去工法	除去後の処理																									
6 アスベスト含有保温材等の除去	・ アスベスト含有保温材の処理等 【6. 4. 3】 <table border="1"> <tr> <th>使用材料名</th> <th>使用部位</th> <th>除去工法</th> <th>除去後の処理</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 処分場(施設名:所在地) 「 」	使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の処理	・																						
使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の処理																									
・																												
⑦ アスベスト含有成形板等の除去	◎ アスベスト含有成形版の処理等 【6. 5. 2】 <table border="1"> <tr> <th>使用材料名</th> <th>使用部位</th> <th>除去工法</th> <th>除去後の処理</th> </tr> <tr> <td>巾木</td> <td>土間・便所</td> <td>手作業及び散水</td> <td>・飛散防止措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 処分場(施設名:所在地) 「(処分できる施設名及び所在地を記載) 」	使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の処理	巾木	土間・便所	手作業及び散水	・飛散防止措置																			
使用材料名	使用部位	除去工法	除去後の処理																									
巾木	土間・便所	手作業及び散水	・飛散防止措置																									
7章 特 殊 な 建 設 副 産 物 の 処 理	1 特別管理産業廃棄物の処分等 ・ 特殊な建設副産物の処分 【7. 3. 1(ア)～(キ)】 <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>回収及び処分等</th> <th>処分先等</th> </tr> <tr> <td>・ 冷媒フロン</td> <td>・ 登録を受けた回収業者に回収委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 建材用断熱材フロン</td> <td>・ 処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ハロン</td> <td>・ ハロン消火設備設置業者に回収委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ イオン化式感知器</td> <td>・ 製造業者に引き渡す</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 六ふっ化硫黄ガス</td> <td>・ 製造業者に回収委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PFOS</td> <td>・ 処理業者に処理委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 特定化学物質</td> <td>・ 回収 ・ 処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	回収及び処分等	処分先等	・ 冷媒フロン	・ 登録を受けた回収業者に回収委託		・ 建材用断熱材フロン	・ 処分		・ ハロン	・ ハロン消火設備設置業者に回収委託		・ イオン化式感知器	・ 製造業者に引き渡す		・ 六ふっ化硫黄ガス	・ 製造業者に回収委託		・ PFOS	・ 処理業者に処理委託		・ 特定化学物質	・ 回収 ・ 処分		・		
種類	回収及び処分等	処分先等																										
・ 冷媒フロン	・ 登録を受けた回収業者に回収委託																											
・ 建材用断熱材フロン	・ 処分																											
・ ハロン	・ ハロン消火設備設置業者に回収委託																											
・ イオン化式感知器	・ 製造業者に引き渡す																											
・ 六ふっ化硫黄ガス	・ 製造業者に回収委託																											
・ PFOS	・ 処理業者に処理委託																											
・ 特定化学物質	・ 回収 ・ 処分																											
・																												